

提携リース契約の法的性質

—— 提携リース契約を「第三者のためにする契約」と構成することの試論 ——

上 杉 めぐみ

目 次

1. はじめに
 - (1) 提携リース契約における問題点
 - (2) 「第三者のためにする契約」と構成することの意義
2. ユーザーとサプライヤーの法律関係
 - (1) 学説
 - (2) 裁判例
 - (3) 検討
3. 「第三者のためにする契約」と構成することによる効果
4. むすびにかえて

1. はじめに

(1) 提携リース契約における問題点

リース契約とは、特定の物件を使用・収益することを欲する者（以下「ユーザー」という。）が、直接メーカー等から目的物件を買い取るのではなく、リース会社がメーカー等（以下、リース契約でメーカーの立場にある者を「サプライヤー」という。）から目的物件を購入し、これをユーザーが借り受けて使用・収益し、リース会社に対し、物件購入に要した資金、

同資金に対する利息、諸費用（税、保険料、手数料等）をリース期間に応じたリース料という形で支払う契約のことをいう¹。

こうしたリース契約を利用する目的ないし利点は、ユーザーの側からは、主に、物件を購入したいがまとまった購入資金や担保がない場合にも毎月一定のリース料を支払うだけで物件を使用できる、物件を所有せずに一定期間利用することができる（物件サイクルの短縮化に伴う物件の陳腐化リスクを回避できる）、リース料を損金とすることで節税効果が得られる、固定のリース料払いとなるためインフレヘッジ機能を有する、資本の固定化を免れ多くの運転資金を手元に残すことができる、ということが挙げられている²。これに対して、サプライヤーには、ユーザーが資金の都合上購入を控えるような高額な物件もリースであれば導入可能となるので販売促進の手段となることや、ユーザーとの契約締結後にリース会社より現金全額を受領することができることから、資金負担や債権回収リスクを回避できるというメリットがあるとされる³。そして、リース会社には、諸経費に手数料として自己の利益をリース料に上乗せしてユーザーに請求することができるというメリットが挙げられている。

このように三当事者のメリットが合致する場合には、信販会社を通して

1 厳密に整理するとリースには様々な種類があるが、本稿では、所有権移転外のおいゆるファイナンス・リースを対象として論じていく。

2 宮内義彦編『リースの知識 [第9版]』（日本経済新聞社、2008年）23～29頁、井上雅彦『キーワードでわかるリースの法律・会計・税務 [三訂版]』（税務研究会出版局、2008年）18～20頁、庄政志『リースの実務知識 [全訂版]』（商事法律研究会、1982年）116頁～129頁、来栖三郎『法律学全集 21 契約法』（有斐閣、1974年）293頁。森住祐治編『リース取引の実際 [第4版]』（日本経済新聞出版社、2009年）41頁も、割賦購入との比較によりリースは経済的に有利であるとす。

3 井上・前掲注(2) 20頁、庄・前掲注(2) 134頁～136頁、来栖・前掲注(2) 294頁。

提携リース契約の法的性質

の割賦販売ではなくリース契約という手段が採られており、それゆえ、リース契約の実質は、リース会社のユーザーに対する信用供与であると捉えられている⁴。

ところで、一般的なリース契約では、ユーザーが自己の使用したい物件をサプライヤーとの間で選択・特定し、価格・納期等を決定したうえで、リース会社が同決定に従ってユーザーの信用調査を自らの判断で行い、審査が下りれば、ユーザーに代わってリース会社がサプライヤーから目的物件を購入し、ユーザーに使用・収益させる、という形態を採る⁵。

これに対して、提携リース契約の場合、リース会社とサプライヤーがリース促進と商品販売促進のために何らかの業務提携をしており、サプライヤーが、リース会社にユーザーのあっせんを行うだけでなく、リース会社の記名捺印のある契約書をユーザーに持参し、ユーザーの記名捺印を受けてリース会社に交付し、さらにリース料の回収等を行うというように、リースの

4 宮内・前掲注(2) 18頁～19頁、伊藤博＝川畑大輔『Q&A リースの法律 [第2版]』(日本経済新聞社、2004年) 10頁。リース契約(提携リース契約ではない)に関するはじめての裁判例とされている大阪地判昭和49年10月8日金商451号17頁では、「購入物件の機種、売主、納期、価格、保守等の購入に関する諸条件を選択特定するのは購入希望者であり、リース業者は、購入希望者が希望し決定したところにしたがって、リース契約を通じて、売主と購入希望者との間の間接的な売買を媒介するのであり、法律上の形式にかかわらず、経済的には、購入希望者に対し金融上の便宜を供与することがその本質であり、これによりその者が当該物件を購入したのと同一の効果をもたらすものである。」として、リース物件は実質的にユーザーとサプライヤー間での売買契約の目的物であるとしている。また、大阪地判昭和51年3月26日金商498号30頁では、「実質的には、借主が借受物件を買受けるのであつて、貸主は、借主に貸与物件の購入資金を融資して、借主に同物件を購入したのと同一の経済的効果を与えることを意図するものと認められる。」と判断している。

5 土肥将人「提携リース」山岸憲司＝片岡義広＝内山義隆編『リース・クレジットの法律相談 [第三版]』(青林書院、2010年) 245頁。

契約締結過程において、ほとんどの交渉をサプライヤーが行うということになる⁶。このように提携リースという形態を採るのには、リース会社にとっては、サプライヤーからのリース契約の紹介やあっせんが安定して得られることにより、取引の拡大が期待できることが考えられ、他方で、サプライヤーにとっては、自己資金でユーザーに目的物件を使用・収益させるよりもリース会社の資金を利用した方が資金運用の効率がよく、自己製品の販売促進につながるといったことが説明されている⁷。そのため、本来的なリース契約では、ユーザーが自らの事業において目的物件を導入する必要性を感じてサプライヤーと協議を行い、与信を得る方法としていくつかの選択肢の中からリース契約を選択することから、ユーザーは目的物件の必要性、価格の相当性について認識を有しているが、提携リース契約では、例えば、訪問販売等により突然訪れたサプライヤーの販売員が、目的物件導入の必要性について十分に説明しなかったり、月額リース料の廉価性を強調してリース料総額の相当性についてユーザーが検討する機会を奪ったりする等の問題が生じており⁸、リース契約の中でも「提携リース」による被害は依然として生じている⁹。このことから、提携リース契約を

6 土肥・前掲注(5) 244頁。

7 日野豊「リース取引におけるサプライヤーの法的地位 - L・S・Uの関係の強弱の差異」加藤一郎＝椿寿夫編『リース取引法講座 下』(金融財政事情研究会、1986年) 66頁。

8 京都弁護士会「提携リースを規制する法律の制定を求める意見書」意見の理由第1。

9 PIO-NETにおける「リースサービス」に関する相談は、2005年が最も多く10,762件、2006年に7,858件、2007年に6,325件、2008年に5,979件、2009年に6,021件、2010年に4,836件、2011年に3,919件、2012年10月1日までの登録として1,465件(シンポジウム「実現しよう！提携リース規制立法～裁判例の到達点とその限界～」(2012年10月6日)配布資料43頁)だが、形式上クーリング・オフのできない中小企業の被害などが提携リースでは際立っている。

提携リース契約の法的性質

規制するための立法化を望む動きが見られるところである¹⁰。そこで、本稿では、ユーザーとサプライヤー間の契約について「第三者のためにする契約」と構成することで提携リース契約の本質についての説明を試み、問題の解決策を提示していくこととする。その理由は、以下において詳しく述べるが、その概略を述べると、以下のとおりである。すなわち、第1に、提携リースの場合、先に述べたように、実際の契約交渉がユーザーとサプライヤーとの間で完結されており、リース契約をユーザーとリース会社と

10 これまでに各弁護士会から出されている意見書等は以下のとおり。京都弁護士会「提携リースを規制する法律の制定を求める意見書」（以下、同名のものについては「意見書」「決議」「会長声明」とする。）（2010年9月30日付）、埼玉弁護士会「意見書」（2010年12月14日付）、愛知県弁護士会「意見書」（2010年12月21日付）、近畿弁護士会連合会「意見書」（2011年1月14日付）、福島県弁護士会「決議」（2011年2月26日）、福井弁護士会「会長声明」（2011年3月24日付）、東京弁護士会「意見書」（2011年3月25日付）、大阪弁護士会「意見書」（2011年6月8日付）、横浜弁護士会「意見書」（2011年6月8日付）、広島弁護士会「意見書」（2011年7月13日付）、第二東京弁護士会「意見書」（2011年7月11日付）、日本弁護士連合会「意見書」（2011年7月14日付）、千葉県弁護士会「意見書」（2011年9月6日付）福岡県弁護士会「意見書」（2011年9月8日付）、岡山弁護士会「意見書」（2011年9月12日付）、第一東京弁護士会「意見書」（2011年9月13日付）、宮崎県弁護士会「会長声明」（2011年9月22日付）、兵庫県弁護士会「提携リースを規制する立法措置を求める意見書」（2011年10月26日付）札幌弁護士会「意見書」（2011年10月31日付）、近畿弁護士会連合会「大会決議」（2011年11月25日付）、青森県弁護士会「意見書」（2012年3月12日付）、奈良弁護士会「提携リース取引を規制する法律の制定を求める意見書」（2012年5月11日付）。また、2012年度になり、京都弁護士会から「提携リース契約規制法試案」（2012年8月9日付）〈http://www.kyotoben.or.jp/siritai/menu/pages_kobetu.cfm?id=646〉が出されており、愛知県弁護士会館でシンポジウム（前掲注（9）参照）が開催された。なお、筆者は同シンポジウムにパネリストとして参加し、本稿はその際のディスカッションにより着想を得たものである。

の間の二者間契約と考えるよりも、ユーザーとサプライヤー間で、リース会社のためにする契約が締結されていると考える方が実体に即しているからであり、第2に、サプライヤーとリース会社との間には、一般のリース契約には見られない、「提携関係」という、第三者のためにする契約に特有の対価関係が存在していると考えることが自然だからである。

(2) 「第三者のためにする契約」と構成することの意義

リース契約では、目的物件に瑕疵があったが修補されない場合やサプライヤーが倒産して目的物件が引き渡されなかった場合にも、ユーザーはリース会社にリース料を支払い続けなければならないことが問題点として挙げられる。このような場合、まず考えられるのは、先に述べたように、提携リース契約では、サプライヤーがリース会社の代わりに契約締結交渉から納品までを行うことから、リース会社がサプライヤーに対して契約における代理権を授与しているようにも思われ、サプライヤーにリース会社の代理人として表見代理が認められたとすれば、例えば、サプライヤーの倒産等で目的物件が利用できなかった場合にも、リース会社を本人として、ユーザーは目的物件の引渡し等を求めることも可能ではないかということである。しかし、東京地判昭和56年6月25日¹¹⁾は、「X(リース会社)がA(サプライヤーの取締役兼営業企画管理部長)に対し代理権を授与したとみることはできない。のみならず、Aは、Xの代理人である旨を表示したわけではないこと、ファイナンス・リースが実質的にはリース会社が需

11 判時1036号84頁。業務提携されていないリース契約において、ユーザーがリース契約を締結する際、サプライヤーが所定の事項がすべて記入された契約書を持参し、リース料の支払いは、目的物件の完成後でよい旨説明して契約書にユーザーが捺印したものの、目的物件の完成前にサプライヤーが倒産したことから、ユーザーはリース会社に対してリース料の支払いを拒絶したという事案。

提携リース契約の法的性質

要者に信用を供与することにあり、X・Y（ユーザー）・Bの関係は鼎立状態にあって、AらがXから交付を受けて持参したリース契約書の内容は、すでにXが決定しており、Aにはこの内容を左右するような権限はなく...、その立場は、X・Y間のリース契約においては、Xの使用者にすぎなかったとみられるから、Aがリース契約書を持参したことをもって、XがY主張のような代理権をAに授与する旨を、Yに表示したものと認めることはできず、また、XはAに対して、何等の私法上の行為をなすべき権限を与えていたのではない」（文中括弧内表記及び下線部は筆者による。）として、リース会社からサプライヤーへの代理権授与を認めず、ユーザーのリース会社に対する支払いを命じた事例がある。

同事例は、リース会社とサプライヤー間で業務提携がなされていないものだが、リース会社とサプライヤーとが提携契約をしていたとしても、単なる提携リースというだけでは表見代理が認められないことが想定される¹²。なぜなら、リース会社は、サプライヤーを単なる事務代行程度にしか考えておらず¹³、当然にサプライヤーに代理権が授与されている訳では

12 リース会社に代理権が認められた事例として東京地判昭和55年4月2日別冊NBL12号122頁があるが、同事例によれば、リース会社とサプライヤーは業務提携をしており、両者の間に緊密な関係があった場合に限定されるといえる。これに対し、業務提携をしていたとしても民110条の適用または類推適用する基礎を欠くと示したものとして、大阪地判平成21年10月30日判時2095号68頁がある。松田安正『リースの理論と実務 [改訂版]』（商事法務研究会、2001年）111頁は、「法的に独立する主体（Entity）を経済的に一体視するためには、単に取引関係が密接であるというだけではなく、両者の経済的地位、取引状況、資本構成、役員兼任その他の支配関係等、両当事者間の諸種の要因を考察したうえで、法人格否認の理論を準用し、リース業者が物件の選定に実質的に関与し、あるいは物件につき保証したのと同一の法的効果をもたらす事実関係にあるとみなされるかどうかを検討すべき」としている。

13 日野・前掲注(7) 62頁。

ないからである。また、仮にサプライヤーに表見代理が成立する可能性があったとしても、無権代理人であるサプライヤーに代理権があると信じたことにつき、ユーザーの正当な理由が求められることになるが、リース契約ではサプライヤーとリース会社はそれぞれ独立の主体というのが一般的な認識であり、サプライヤーの行為につき表見代理を認めることは困難である。

そこで、提携リース契約でのユーザーとサプライヤー間の契約を「第三者のためにする契約」と構成し、サプライヤーの表見代理が成立しないような場合にも、ユーザーは、リース会社に対して抗弁権を主張することができ（民 539 条）、先に述べた目的物件が引き渡されないような場合にもリース料の支払いを拒絶することを可能とすることを試みるべきであると考え。なお、これまでもリース会社とサプライヤー間の契約を「第三者のためにする契約」と構成したもの¹⁴や、リース会社とユーザー間の契約を「第三者のためにする契約」と構成したもの¹⁵が見られるが、本稿では、従来の考え方とは異なり、契約の実体に即して、ユーザーとサプライヤー間の契約を「第三者のためにする契約」と構成し、提携リース契約の本質についても検討していく。

2. ユーザーとサプライヤーの法律関係

ところで、提携リース契約においてユーザーとサプライヤー間の契約を

14 例えば、大阪高判昭和 63 年 4 月 27 日判タ 685 号 241 頁、大阪地判昭和 60 年 7 月 5 日判時 1186 号 84 頁、松田安正「リース契約と瑕疵担保責任」NBL95 号 10～11 頁（1975 年）、岡部眞純「三当事者間の関係」金商 782 号 24～25 頁（1989 年）。

15 例えば、庄・前掲注(2) 161 頁。

提携リース契約の法的性質

「第三者のためにする契約」と構成する場合、ユーザーとサプライヤー間でいかなる契約が締結されているかが問題となる。なぜなら、リース契約において、サプライヤーとリース会社の間では目的物件の売買契約が、リース会社とユーザーの間ではリース契約が締結されるが、ユーザーとサプライヤー間では直接の明示的な契約が締結されないことから、多数説によると、ユーザーとサプライヤーの間には何らの契約関係もないとされているからである。しかし、リース契約はリース会社による信用供与（サプライヤーからの物件買取りと対価にほぼ相当する金額の分割返済）という実体があるとすると、ユーザーとサプライヤーとの間に何らの契約関係もないとすることは実体に合致していないといえる。また、提携リース契約では、サプライヤーは、ユーザーに対して対象物件を引き渡すだけでなく、ユーザーに導入される対象物件の選別やリース契約締結までの事務手続き等を行うことから、ユーザーとサプライヤーの間に何の契約関係もないとする判断は妥当でないといえよう。そこで、これまでにユーザーとサプライヤー間の法的関係について述べた学説及び裁判例を取り上げて、両者間の法律関係について検討していく。

(1) 学説

何らの法律関係をも持たないとする説

リース契約が導入された当初、リース契約を「特殊な賃貸借契約」と捉える見解が有力説として支持されていた¹⁶。同説によれば、リース契約では、サプライヤーとリース会社間の法律関係と、リース会社とユーザー間

16 庄・前掲注(2) 12 頁, 来栖・前掲注(2) 295 頁, 152 頁, シンポジウム「リース - その実態と法的構造」[北川善太郎発言] 私法 38 号 57~58 頁 (1976 年), 塩崎勤「ユーザーとサプライヤーの関係」吉原省三 = 岡部眞純編『判例リース・クレジット取引法』(金融財政事情研究会, 1986 年) 44 頁等。

の法律関係を切り離して、ユーザーとサプライヤー間には何らの法律関係はないものとする。また、仮にユーザーとサプライヤー間で目的物件について契約を締結し、支払い手段としてリース会社を用いるという選択した場合、ユーザーとサプライヤー間で締結される売買契約ないしその仮契約は、リース契約とリース会社とサプライヤー間の売買契約が成立することによって消滅すると評するものもある¹⁷。

淡い債権関係説

しかし、何らの法律関係もないとする見解にも徐々に反論が寄せられるようになった。まず、リース契約では、実質的にサプライヤーからユーザーへ目的物件を供給するという関係があり、この関係は、サプライヤーとリース会社間の売買契約とリース会社とユーザー間のリース契約を成立させることを目的としていることから、「...二つの売買契約といわゆるリース契約とが有効に成立し、かつ正常に展開していくということを期待し得るといふ限りにおいては、何かディーラーとユーザーとの間に一種の薄いというか、あるいは淡い債権関係ないしは契約関係といったようなものが残っている...」というように、きちんとした契約関係はないものの完全に関係性がない訳ではないとして、ユーザーとサプライヤーの間で直接の権利義務関係が存在すると説明する¹⁸。

信義則上の法律関係説

さらに「何らかの関係がある」とする説に対して信義則を根拠に両者の

17 山崎敏彦「リース取引の関係当事者の権利義務」森泉章編『現代企業取引法講座 2 リース・賃貸借』（六法出版社、1986年）134頁。

18 幾代通「リース取引をめぐる解釈問題 その1 - 内部関係」私法38号28頁（1976年）。

関係を説明しようとしたものがある。本説は、ユーザーとサプライヤー間には、きちんとした契約関係がないものの社会的接触関係は生じているということを捉え、契約締結上の過失の理論を借用して、信義則上、契約まで至っていないという社会的接触があったということを根拠に法律関係を認めるとする¹⁹。

三当事者間契約説

先に述べた2説と異なり、ユーザーとサプライヤー間の契約関係を明確に示したのが、三当事者間契約説である。賃貸借契約では、物の使用・収益が賃料と対価関係を形成しており、借主の中途解約が認められるが、リース契約では、リース料は物件の使用・収益の対価ではなく、金融的便宜の回収が目的であること、そのため、契約期間中にユーザーが中途解約をすることが認められず、途中で契約を解消した以降もリース料の支払いを免れることができないとする等の特徴を挙げたうえで²⁰、リース会社とユーザーとの関係のみを取り出し、その法律関係を構成することは、リース契約の機能や当事者の利益を正当に調整できないとして²¹、「特殊な賃貸借契約」説に反論する形で提唱されたのが三当事者間契約説である。同説によると、リース契約とは、サプライヤーが物件をユーザーに引き渡すとともにリース会社からその対価の支払いを受け、リース会社がサプライヤーに物件の対価を支払って当該目的物の所有権を取得するとともにユーザーに物件を使用・収益させてユーザーからリース料の支払いを受け、ユーザー

19 「リース取引に関する判例の分析研究 [座談会]」 [米倉明発言] 別冊 NBL11 号 49～50 頁, 54 頁 (商事法務研究会, 1983 年)。

20 神崎克郎「リース」遠藤浩 = 林良平 = 水本浩監『現代契約法大系 第5巻 金融取引契約』(有斐閣, 1984 年) 275 頁。

21 神崎・前掲注²⁰ 274 頁。

がサプライヤーから受領した物件を使用・収益してリース会社にリース料の支払いをするというもので²²、このときユーザーは、リース期間中、リース会社の所有する物件の利用権を有することになる²³。

同じ三当事者間契約説に該当するものとして、リース契約とは、ユーザーがサプライヤーと物件の所有名義の購入契約（第一契約）および、物件の使用収益権の購入契約（第二契約）を締結したことに對して、リース会社がユーザーのために使用収益権の購入資金を立替払いし、ユーザーがその立替金をリース料として割賦返済する（第三契約）という三つの契約が密接不可分に結合した三当事者間の契約とする見解もある²⁴。

実質的売買契約説

リース契約につき、既述のとおり、リース会社のユーザーに対する信用供与ということに重点を置いた場合、サプライヤーはユーザーに物件を納入し、使用・収益させていることから、リース会社がサプライヤーから目的物件を購入しているという外形にかかわらず、ユーザーとサプライヤー間の実質的な売買契約（誤解を生じやすい用語法であるため、正確な内容は、「(3) 検討」の箇所で詳しく解説する。）の成立を認めるべきであるとするのが本見解である²⁵。

22 神崎・前掲注(20) 274 頁。

23 神崎・前掲注(20) 289 頁。

24 加賀山茂「消費者リースは、事業者リースに対しどのような特色をもつと考えるべきか」椿寿夫編『講座・現代契約と現代債権の展望 第六巻 新種および特殊の契約』（日本評論社、1991年）137頁。

25 松田・前掲注(12) 74～75頁は、リース契約の実体は、金融便益の供与であり、そのためにサプライヤーはユーザーに対して物件の担保責任を負い、直接に保守サービス契約を締結するのであり、このことが商慣習として定着しており、「売買契約が締結されないのは形式的理由によるものであり、実質的には借主が売買

(2) 裁判例²⁶

東京地判平成 24 年 5 月 23 日 LEX/DB データベース (25494559)

ユーザーがサプライヤーから勧誘を受けてリース会社との間でリース契約を締結したことにつき、裁判所は、「...ファイナンス・リース契約は、物件の購入を希望するユーザーに代わって、リース業者が販売業者から物

契約の当事者である」とする。また、中川潤「リース物件の欠陥について、ユーザーは売主に対して直接責任追及ができるか - 売主・ユーザー間の法律関係」山岸憲治ほか『リース取引法』(商事法務研究会, 1985 年) 198 頁は、ユーザーとサプライヤーの関係につき、「本来、まず売主、ユーザー間に原初的な売買契約が存在する。そして、これに税務上の損金処理というメリットを内包した与信形態としてのリース取引がかぶさることによって、明示の契約枠組みとしては、売主 リース会社 ユーザーの順の売買と賃貸借の二つの契約が設定され、ただそれぞれの契約の法的効果は、代金決済と所有権移転の限度にとどまる。したがって、その余の、主として物件給付をめぐる法律関係自体は原売買契約のなかにとどまったままとなる。」と表現している。さらに、シンポジウム・前掲注⁽¹⁶⁾ [星野英一発言] 52 頁では、「リースの実態は D と U との間の所有権留保付の割賦販売契約だろうと思われます。」としている (なお、D は「ディーラー」U は「ユーザー」を表す。)。平野裕之「リース物件の帰属と担保化」加藤一郎 = 椿寿夫編『リース取引法講座 上』(金融財政事情研究会, 1987 年) 148 頁は、「S・U 間の売買につき、L が第三者たる立場から主として融資の目的で介入し、併せて節税、所有者事務の代行という目的をも実現するために (単に融資目的なら他の手段を利用すればよい)、L を買主 = 所有者とするための外観上の法律関係を作成するものである」として、リースを「直載に表現すれば、第三者が介入することにより複雑に構成された隠匿行為である」とする。そのほか同旨のものとして、松田・前掲注⁽¹⁴⁾ 10 頁、本田純一「リース契約の目的物件に瑕疵があった場合の売主・借主間の法律関係」金商 638 号 56 頁 (1982 年)、中野彦彦「リース取引におけるユーザーとサプライヤーとの関係について」法時 58 卷 10 号 106 頁 (1986 年)、松田安正「リース契約」ジュリ 828 号 104 頁 (1985 年)、梶村太市 = 石田賢一 = 西村博一編『新・リース契約法』(青林書院, 2011 年) 63 頁, 69 頁。

26 本稿では、提携リース契約のみとりあげる。

件を購入のうえ、ユーザーに長期間これを使用させ、当該購入代金に金利等の諸経費を加えたものをリース料として回収する制度であり、その実体はユーザーに対する金融上の便宜を付与するものである」と判断した。

大阪地判平成 24 年 5 月 16 日金商 1401 号 52 頁

X (ユーザー) らが、A (サプライヤー) との間でホームページ作成の役務の提供を受ける内容で契約を締結し、業務協定締結をしていた Y (リース会社) との間でホームページ作成用のソフトウェアにつきリース契約を締結したことに対し、裁判所は、X らは、「実質的に代金を分割払いするという金融上の便宜を得ることができる」とした。

大阪地判平成 23 年 9 月 9 日判時 2142 号 48 頁

ソフトウェアの販売代理店が顧客に対し、ホームページの無償作成とくみあわせてソフトウェアのリース契約を締結したことにつき、裁判所は、「ファイナンスリース契約は、リース会社が、物件の利用を希望するユーザーに代わって、リース物件を購入し、これをユーザーに使用させ、その購入代金に金利等の諸経費を加えたものをリース料として回収する制度であって、その実体はユーザーに対する金融上の便宜を付与するものである」とした。

東京地判平成 20 年 7 月 29 日判タ 1285 号 295 頁

X (リース会社) と提携リース契約を締結している A (サプライヤー) は、X の契約関係書類を持参して Y (ユーザー) を訪問し、XY 間で電話機リース契約を締結させた。こうした契約につき、裁判所は、「...X と A との間には、リース契約に関する基本契約が締結されている」としたうえで「Y に対する A によるリース契約の勧誘、A から X へのリース物件の販売、XY 間のリース契約の締結が全体として一体を成している」と

提携リース契約の法的性質

した。

名古屋高判平成 19 年 11 月 19 日判時 2010 号 74 頁

X (ユーザー) は, A (サプライヤー) の社員を通じて, Y (リース会社) との間で通信機器についてのリース契約を締結した。裁判所は, 「... 契約条項中にも, 貸主 (本件では Y) と借主 (本件では X) との関係にとどまらず, 本来契約関係に立たない売主と借主との関係をも定めた条項が設けられていること, 本件契約の対象物件に係る引渡完了及び物件表示ラベル貼付済通知書についても, A を通じて行われていることがそれぞれ認められる。

これらの事実によれば, Y は, A に対し, 本件契約を含むプロモーションリース契約自体の勧誘及び同契約締結の取次を継続的に行わせていたということが明らかである。そうであれば, 本件契約は, Y ではなく同契約の対象物件の売主に過ぎない A を通じて勧誘されたものであり, かつ, リース対象物件の販売契約とそのリース契約とは一応別個の法律関係にあるとはいえ, 本件においては, X に対する A によるリース契約の勧誘, A から Y へのリース対象物件の販売及び Y と X とのリース契約が全体として一体をなして成り立っているものであり, かつ, Y は, リース契約の勧誘から締結に至るまで A の従業員をいわばその手足として利用したものと認めるのが相当である。」とした。

名古屋簡判平成 10 年 7 月 3 日判タ 1013 号 151 頁

歯科医院を経営する Y (ユーザー) は患者に対する診療報酬請求事務処理を行うためのコンピュータを導入するよう A (サプライヤー) から勧誘され, X (リース会社) とリース契約を締結したことにつき, 裁判所は, 「X と A とが双方の会社の構成上とか, 業務上特に密接な関係にあるとは認められないが, 本件リース契約の締結はすべて A によって締結さ

れ、リース物件借受証の交付も右 A に交付されたもので、Y が直接に X の社員と交渉を持った事実はない...、とすると A と X 間には業務の提携関係にあり、契約締結手続きのすべてを A 社員に任されていることが認められる。

...サプライヤーが一般消費者であるユーザーに商品の販売を勧誘するという積極的な働きかけがあり、その物件は汎用性があり、物件の選定と同時にリース契約の締結と一体をなしており、サプライヤーが特定の商品を販売する手段としてリース契約を利用し、サプライヤーとユーザーとの間で合意され提携されているものとしている。」と判断した。

東京地判平成 4 年 8 月 31 日判時 1468 号 102 頁

Y (サプライヤー) が A (ユーザー) との間で売買契約を締結し、X (リース会社) とのリース契約を締結させたことにつき、裁判所は、「本件リース契約は、いわゆるファイナンス・リース契約にほかならず、一定の機械、設備等を必要とするが購入資金がないユーザーのため、リース会社が右物件をサプライヤーから買受け、これをユーザーに貸し付けて、これに対し一定額のリース料の支払を受けてこれを回収するものであって、経済的にはユーザーに対する金融の手段としての性格を有するものである。

したがって、リース契約においては、リース会社とサプライヤーとの間におけるリース物件の売買契約と、リース会社とユーザーとの間の右物件にかかるリース契約とが法律上は独立して併存しているものといっているのであるが、右の売買契約は、リース会社と特定のユーザーとのリース契約に基づき、特定のリース物件の引渡義務を履行するためにのみ締結されるものであって、リース契約と無関係になされることを予定しているものではない。」とした。

提携リース契約の法的性質

東京地判平成3年8月6日判時1410号86頁

X (サプライヤー) は、Y₁ (ユーザー) との間において、汎用性プログラムにつき使用権設定契約を締結し、同契約に基づき、汎用性プログラムを目的物件とするリース契約を Y₂ (リース会社) との間で締結した。このことにつき、裁判所は、「リース契約の利用を予定して締結された本件プログラム使用契約は、結局はこれに基づくリース契約及び売買契約の基本を定める仮契約あるいはリース契約及び売買契約の締結前の法律関係又はリース契約及び売買契約が当初から成立しなかった場合における法律関係を定めるためのものに過ぎないことが明らかであって、ひとたびこれに基づくリース契約及び売買契約が成立したときにおいては、その定める法律効果と矛盾する限度において目的を到達して消滅し、それ以後における右三者の法律関係は、専らリース契約及び売買契約の定めるところによって規律されるものと解するのが相当である。」とした。

大阪高判平成3年5月29日判タ780号203頁

X (ユーザー) が、Y (サプライヤー) との間で、Yの販売するコンピュータをA (リース会社) からリースする内容で契約を締結したことにつき、裁判所は、「…本件契約及びこれに関連するリース契約及び売買契約は、物件供給者であるY、リース業者であるA及び物件使用者であるXという三者間の契約が一体となって、一個の経済目的が達成される関係にあり、併せて、本件においてはXとYとの間に直接に本件契約が締結されているが、このことから抽象的に直ちに、物件に瑕疵があるときは物件供給者が物件使用者に対して直接に責任を負うものと解すべきではない」とした。

仙台地判平成3年4月30日判タ811号143頁

X (リース会社) と A (サプライヤー) は密接な提携関係にあった。そして、AはY (ユーザー) にコンピュータの導入を勧誘し、Aがコンピュー

タとソフトウェアの一般的操作方法を指導する内容の契約を締結したことに伴い、YはXとリース契約を締結した。裁判所は、「…本件リース契約は実質的にはリース会社がユーザー（使用者）に金融の便宜を供与する性質を有するファイナンスリースという契約であり、リース契約を利用しようとするユーザーがまずサプライヤー（売主）との間でリース物件を特定し、納期等を決定し、次にサプライヤーはその決定されたところに従い、リース会社に当該リース物件についての見積書を提出し、他方ユーザーはリース契約書によってリース契約の申込をし、リース会社はこれら書類によりリース物件を認識し、特定して、サプライヤーからリース物件を買受けてその所有権を取得し、これをユーザーにリースするというものである」とした。

盛岡地裁遠野支判昭和63年5月18日判タ693号141頁

B（ユーザー）はA（サプライヤー）から勧められて節電機を導入することとし、X（リース会社）を「貸貸人」、Aを「賃借人」とするファイナンス・リース契約を締結したことにつき、裁判所は、「同年8月初めころ、XがBに対してリース料の初回支払日が同月27日であると通知したところ、それまで契約書とか借受証はXには渡っておらずリース契約は効力を生じていないと考えていたBは、驚き、同月22日到達の書面で、Aに対しては、前記のような瑕疵を理由に（売買）契約を解除する旨通知し、Xに対しては、右解除の件と本件リース契約の申込みを撤回する旨及び本件リース料は支払わない旨とを通告した。」という事情を認定した。

札幌地判昭和62年12月25日判時1265号92頁

X（ユーザー）はA（サプライヤー）からバックホーを示され購入を勧められたところ、リース契約により購入したい旨の要望を告げ、Y（リ

提携リース契約の法的性質

ス会社)との間でリース契約を締結したことにつき、裁判所は、「けだし本件はいわゆるファイナンス・リース契約に関するものであるところ、Xにおける借受証発行の所為は客観的にはリース業者に対し売買代金支払(融資実行)を指示するという意味があるから、その指示に応じてYがAに対し本件物件の売買代金の支払を了した以上、これと経済的対価関係にあるXのリース料金支払債務も確定的に発生したとみるべきであって、Xらが前示リース物件引渡欠缺の瑕疵を主張して右支払債務の履行を拒むことは信義則に違背し許されないというべきであるからである。」とした。

門司簡判昭和62年10月23日判時1305号112頁

ユーザーがサプライヤーから無線機についての勧誘を受け、その際、リース契約は、目的物件が故障したら修理してもらえること、目的物件の不要時には、いつでも返還して解約することができるからとリース会社との契約を勧められ、リース契約を締結したことにつき、裁判所は次のように判示した。「リース契約は、正確にはファイナンス・リースと言われ、...高価で汎用性の少ない営業用物件について、利用者が自分で購入する代りに、リース業者が購入して利用者に貸し付けるという形をとるものである。それは、経済的な面から見ると、リース業者が利用者に融資するのと同じである。...」「本件のように、販売業者の外交販売員が自社の商品の販路を開くときは、その外交販売員が同時にリース契約の勧誘をもすることになる。リース契約の申込みも、その外交販売員を経由してリース会社に到達する。販売業者の外交販売員の行為は、販売業者のための行為とリース業者のための行為が、分かち難く一体になっているのである。利用者の方から見れば、外交販売員は、販売業者の代理人であるのと同時にリース業者の代理人にも見えるのである。また、リース業者は、契約申込者の実在性、信用度、契約意思の存在について自社社員の手で一通りの確認はするが、

契約の申込みを取るまでのことは、実はこれが一番肝腎なことであるが、一切を販売業者まかせて、自らは何もしない。販売業者の外交販売員が熱心に勧誘を行って販路を開くと、自動的にリース契約の売上げが伸びる仕組みになっているのである。このように、リース業者は、販売業者と密接な関係にあって、販売業者の営業努力によって自らも売上げを伸ばすという依存関係にもある。そこで、このような形のリース契約の勧誘において販売業者の外交販売員の行為が著しく信義に背くときは、信義則により、利用者はそれを直接にリース業者に主張することができるかと解するのが相当である。」

福岡高判昭和 62 年 2 月 24 日判タ 654 号 178 頁

ユーザーは、サプライヤーからサウナを設置することを勧められ、これに応ずることに決めたところ、サプライヤーから買い受けるほかにリースの方法もあると教えられ、ユーザーがリースの方法をとったことにつき、裁判所は、「…本件リース契約は、いわゆるファイナンス・リース契約であると解するのが相当であり、形式的には賃貸借の法律関係を利用しているものの実質的には貸主は、借主にリース物件の購入資金を融資して借主に同物件を購入したのと同様の経済的効果を与える一方、右購入代金、金利その他の経費を貸与期間中に借主から回収するものであるから、その本質は、法律上の形式にもかかわらず経済的に借主に金融上の便宜を与えることにあるといえる。これを借主の立場からみれば、リース物件を代金割賦支払の方法で買入れるのと同様であるから、リース料債務自体は契約時にその全額が発生しているが、それを分割した各支払期のリース料が定められることによつて、借主に期限の利益が付与されているにすぎないともいえるのである。」とした。

提携リース契約の法的性質

東京地判昭和 57 年 3 月 24 日判時 1056 号 208 頁

Y (ユーザー) はサプライヤーからの紹介で事務処理用のコンピュータを導入することとし、目的物件についてYはX (リース会社) とリース契約を締結したことにつき、裁判所は、「本件リース契約がいわゆるファイナンスリースであって、その実質がY に対する本件コンピュータ購入代金の融資であることは前記認定の本件リース契約の内容及びその締結の経緯より明らかであり、このようなファイナンスリースの場合には、リース物件の引渡しはその供給者 (サプライヤー) から需要者 (ユーザー) に対し直接なされるのが通常であり、かつ、リース会社はその引渡しに立ち会わないことも決して珍しいことではない。しかしながら、そのことから、ファイナンスリースにおいてはリース会社は需要者に対し、リース物件を引渡す義務を負わないとまでは到底いえず、ファイナンスリースであっても法律上はなお賃貸借契約の性質を有するものであって、本件リース契約についても、リース料は目的物件である本件コンピュータの使用の対価というべきであ」とした。

東京地判昭和 56 年 12 月 21 日判時 1035 号 70 頁

保険会社がリース会社との間になしたユーザーのリース料の支払いを内容とした保証契約につき詐欺があったとして争った事案につき、裁判所は、「ファイナンス・リースは、リース物件を購入使用したいが即時購入する資力が無いが、又は購入という方式を得策としないユーザーに代ってリース貸主が、自己の資金でリース物件を購入し、ユーザーに長期間拘束して使用収益させ右購入代金・金利等諸経費をリース料として回収する制度であって、形式上賃貸借の法律関係を利用しているものの、経済的には、法律上の形式にかかわらずリース貸主がユーザーに対しリース物件という『物』を介して金融上の便宜を供することがその本質をなしており、これによってユーザーがリース物件を所有権留保付で割賦購入する場合と同一

の効果をもたらすものである。」とした。

東京高判昭和 55 年 10 月 30 日別冊 NBL11 号 133 頁

X（ユーザー）は、「売主，リース会社及び借主の三者間の関係をみるに，売主とリース会社間の外形的な売買契約の存在にもかかわらず，実質的には売主と借主間に売買関係が成立するもので，売主は，借主に対し直接，物件を使用収益させる機能を移転するほか，保証，保守サービスをする等の附随的事項を履行するべき義務を負うことを，明示的または黙示的に合意しているものとみるべきであ」として，Y（サプライヤー）に対して直接瑕疵担保責任を追及した。これに対して裁判所は，「X は，『商慣習がある。Y は X に対し直接担保責任を負うことを約した。第三者のためにする契約が成立した。』と主張するが，かかる事実を肯定するに足る証拠はない。……，本件装置の保守契約は，Y が賃借人たる X と直接締結するものとする旨の文言があるが，かかる文言及び証人 A の証言をもってしても，X の右主張を認めるには不十分である。」と判断した。

(3) 検討

実質的売買契約説を採ることの是非

ユーザーとサプライヤーは何らの法律関係をも持たないとする見解に対しては，リース契約の機能やそれに関連する当事者の利益を正当に調整することにならず，実体に合致させていないとの批判が寄せられている²⁷。このことは提携リース契約においても当てはまるだろう。すなわち，まずはユーザーとサプライヤー間で物件が選定され，その次に支払方法として

27 神崎・前掲注⁽²⁰⁾ 274 頁。加藤一郎「リース取引の特色 - リース取引法序論」加藤 = 椿・前掲注⁽²⁵⁾ 21 頁は，賃貸借契約説につき「特殊な賃貸借とってみても，表現を繕っただけでは実質的には意味がない。」と批判する。

リースという手段が選択され、さらにはリース契約の締結業務をサプライヤーが担っているということを考えるれば²⁸、リース契約を賃貸借契約と捉え、ユーザーとサプライヤーの間に何らの法律関係もないとするのは実体に合った判断でないとする。なお、先に挙げた裁判例のうち、まったく関係がないとするのは裁判例 〇〇 で、初期の裁判では支持される傾向にあったが、近年ではあまり採用されていないことがうかがえる。また、裁判例 〇〇 は、そもそもユーザーとサプライヤー間の法律関係について明示しておらず、リース契約の目的についてユーザーに「金融上の便宜を付与するもの」と述べるにとどめているが、このことが何らの関係も持たないことにはならないだろう。

三当事者間契約説を採用しているのは、裁判例 〇〇 であり、先ほどの見解よりも支持されているが、三当事者間契約説に対しては次のような批判が寄せられている。すなわち、リース契約は、ユーザーとサプライヤー間で契約内容について交渉・決定し、その後ユーザー・リース会社間でリース契約を締結、そのうえでリース会社とサプライヤーの間で売買契約という流れがあり、そうした流れに対して「三者間合意がある」と直ちに評価できないとする²⁹。三当事者間契約説は提携リース契約以外の場合も含まれているが、提携リース契約による場合に限ると、そもそもサプライヤーが十分な資金を有していれば、リース会社を介さずにユーザーとの間で割賦販売をすればよいところを³⁰、サプライヤーは資金面で不安をかかえることから、わざわざリース会社とサプライヤーの間で業務提携等により一定の関係性を持ったうえで、サプライヤーがリース会社に代わって

28 松田・前掲注(12) 69頁。

29 中川・前掲注(25) 208頁は、このような三当事者間契約説を「擬制としての法律構成」と評している。同様の批判として、中野芳彦・前掲注(25) 107頁注(16)。

30 加藤雅信「リース取引の当事者」加藤=椿・前掲注(25) 110～111頁。

ユーザーとリース契約を締結しているという流れを組めば、当然に三者間合意があるということは難しいだろう。

最後に、ユーザーとサプライヤー間の法律関係を実質的に売買契約であると捉えるものは裁判例である。裁判例は、「金融上の便宜を与えるもの」としたうえで、「期限の利益が付与されているにすぎない」として、また、裁判例は「ユーザーがリース物件を所有権留保付で割賦購入する場合と同一の効果をもたらす」としていることから売買契約に該当すると考えられる。同説は実務家の支持する傾向が強いものの、学者の中にも、リース契約の経済的実体をリース会社による信用供与とユーザー・サプライヤー間の売買にあることは「学説のそのほとんどが認めるところである」³¹としたものがある。なお、リース契約の税法上の取扱いについて、以前は賃貸借での処理とされていたところ、「リース取引に関する会計基準」の改正（企業会計基準第13号。2008年3月30日改正）により、賃貸借処理という選択も可能であるが、「所有権移転外ファイナンス・リース取引については、原則として売買処理を行う」³²となった。このように、リース契約を税法上も売買として扱うようになったことで、民法上でも実質的に売買契約があると捉えることに問題はないと考える。

以上のように、ユーザー・サプライヤー間の実質的な売買契約が認められると提携リース契約を「第三者のためにする契約」と構成することが可能となる。そして、提携リース契約を「第三者のためにする契約」と構成することで、ユーザーとサプライヤーという二当事者間のイニシアティブにより、三者間の法律関係を規律することができ³³、三当事者間契約説の

31 加藤雅信・前掲注(30) 130頁（注15）。

32 森住・前掲注(2) 37頁。

33 加賀山茂「第三者のためにする契約の位置づけ 典型契約とは異なり、契約総論に規定されている理由は何か？」明治学院大学法科大学院ローレビュー 17号 8頁（2012年）。

ように無理に三当事者関係を創出する必要性はないことになる。

ユーザーが取得する権限

先のようにユーザー・サプライヤー間の法律関係を実質的な売買契約であると構成したところで、リース契約では、対象物件の所有権がリース会社に帰属していることから、ユーザーはサプライヤーから何を購入しているのか、どのような権利を取得するのが問題になる。

リース物件の帰属をめぐることは、大きくは担保権的構成と用益権的構成（慣習法上の物権）とに分かれるが³⁴、仮にユーザーが売買により取得する権利を担保所有権とした場合、フルペイアウト方式でユーザーがリース料を支払い続けた場合にも、期間終了後、リース会社からユーザーへ所有権が移転するわけではないことを考慮すれば³⁵、単なる担保権的構成では説明がつかないことになるだろう。そうすると、まずは、リース契約とは、サプライヤーからユーザーが物件の使用収益権を購入する契約、すなわち、「リース契約を所有権の移転を伴わない、使用収益権のみの立替払契約」³⁶とすることで、ユーザーとサプライヤー間の売買契約とリース会社に所有権が帰属しているということの両者が矛盾なく説明することができるのではないだろうか³⁷。

34 詳細については、平野・前掲注(25) 151 頁以下参照。

35 加藤雅信・前掲注(30) 107 頁。

36 加賀山茂「消費者リースの現状と課題 消費者苦情の法的分析」加藤 = 椿・前掲注(7) 275 頁、279 頁。

37 加藤雅信・前掲注(30) 106 頁では、ユーザーは目的物に関して「長期的利用権能」（民 206 条）を取得し、残価がゼロと設定されているリース契約については、ユーザーは「目的物を使用し耐えなくなるまで使用し得る権能（永続的利用権）を取得するという。松田・前掲注(14) 8 頁は、「リース会社の与信によるリース取引においては債務返済に相当する基本リース期間内のリース料の完済にもかかわ

一方で、リース会社に帰属する所有権は「名目的所有権」として、次のように捉えるべきである。リース料金の設定は、「リース物件の価格」から「残存価格」を引き、諸費用や手数料等を加えたものをリース期間で分割することになっている³⁸。この残存価格の分を名目的所有権としてリース会社は有しており、ユーザーの支払いの担保として機能させたり、利用期間が終了したのちに、再リースとして再度利用させたり、さらには、別者に対してレンタルすることを選択してもよいことになる。

リース契約という方法を信用供与と捉えた場合、目的物件に関する権利は、使用权がユーザーに、そして換価・処分権はリース会社に帰属するとするのが、リース料の設定から説明することができるだろう。なお、フルペイアウトの場合には、再リースを予定していない支払いに対する担保のみを目的とした名目的所有権という形で捉えることができるだろう³⁹。

3. 「第三者のためにする契約」と構成することによる効果

提携リース契約におけるユーザーとサプライヤーの法律関係について検討したところ、実質的売買契約関係（再リースの根拠、または、リース料不払いの場合の担保的価値としての名目的所有権はリース会社に移転し、

らず、借主は形式的には物の所有権を取得せず、その後の低額な再リース料の支払によって引き続き物を使用収益するという実質的な権利を取得することとなる。」としている。

38 宮内・前掲注(2) 39頁。

39 フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約につき、民事再生手続において、リース会社はユーザーが取得した利用権について担保権を有するとする裁判例には、大阪地決平成13年7月19日金法1636号58頁や東京地判平成15年12月22日判タ1141号279頁、東京地判平成16年6月10日判タ1185号315頁、東京高判平成19年3月14日判タ1246号337頁がある。

提携リース契約の法的性質

実質的な所有権としての使用・収益権能はユーザーに移転する)と解することが可能であることが明らかになった。そして、提携リース契約では、サプライヤーがユーザーに接触する前にサプライヤーとリース会社の間で業務提携がされており、サプライヤーはユーザーに対して自分ではなくリース会社に支払うように求めていることを捉えると(民537条1項)、サプライヤーとリース会社との提携は、第三者のためにする契約における「対価関係」にあると捉えることができる。そうであると、リース会社からユーザーに確認書が送付されることにより、第三者のためにする契約の受託の意思を表示したことになると考えられる(民537条2項)。万が一、対価関係となるサプライヤーとリース会社間の法律関係に欠缺や瑕疵があった場合にも、対価関係は第三者のためにする契約の内容とはならないことから、ユーザーとサプライヤーの補償関係に影響を及ぼさないとされており⁴⁰、いったん「ユーザーがリース会社にリース代金を支払う」との内容で契約を締結し、リース会社が受託の意思表示をしていれば、三者間の契約は「第三者のためにする契約」として存続することになる。

このように構成することで、次のことが説明できる。まず、目的物件に瑕疵があった場合、ユーザーとサプライヤー間で特別に保守契約等を締結していることからリース会社は責任を負わず、サプライヤーが負うものということが説明されているが、提携リース契約の基本的契約は、ユーザー・サプライヤー間での使用収益権を目的とする売買契約であり、瑕疵によって使用収益権が行使できない場合にはサプライヤーが瑕疵の修補を行いユーザーが権利を行使できるようにすべき義務が生じることになると説明することができる。したがって、モデル約款において「リース会社は瑕疵担保責任を負わない。ただし、リース会社の承認を経てユーザーはサプライヤー

40 谷口知平 = 五十嵐清編『新版注釈民法(13)』[中馬義直](有斐閣, 1996年) 601頁。

に対して損害賠償等を請求することができる。」との規程があるが、同規程がなくともユーザーはサプライヤーに対して補修や損害賠償請求をすることができると思う。

また、サプライヤーが瑕疵の修補等を行わない場合や、サプライヤーが倒産したために目的物件の引渡しができなくなったような場合、これまでは、リース料の支払拒絶について、リース会社の瑕疵担保責任免責条項の有効性を認めたとうえで、ユーザーのリース料の支払拒絶を認めなかった事例⁴¹や、ユーザーの支払拒絶を認めつつも、総合考慮によって判断するという事例⁴²があり、常にユーザーの支払拒絶が認められるわけではなかったところ、第三者のためにする契約とした場合、ユーザーは、サプライヤーが目的物件の引渡しをしない場合や、瑕疵の修補をせずに、ユーザーが目的物件の使用が出来ない場合には、リース会社に対してリース料の支払停止を主張することができると思えられる（民 579 条）。

41 仙台高判昭和 62 年 12 月 25 日判タ 665 号 176 頁は、ファイナンス・リースでの借受証発行はリース会社に対し売買代金支払（融資実行）を指示することを意味しており、その指示に従ってリース会社がサプライヤーに対して目的物件の売買代金の支払を終えた以上、これと経済的対価関係にあるユーザーのリース料金支払債務も確定的に発生したとして、ユーザーはリース物件引渡欠缺の瑕疵を主張してリース会社への支払債務の履行を拒むことは信義則に違背し許されないとした。

42 名古屋簡判平成 10 年 7 月 3 日判タ 1013 号 151 頁。同事例では、本件リース物件の瑕疵は借受証を交付する時点では予測不可能の瑕疵であり、その他債務の履行も充分でない状況等をも考慮すると、瑕疵のリスクを全てユーザーに負担させるのは衡平の理念に反するので、リース会社に対しても瑕疵を主張して支払拒絶の主張ができるものと認め、右事情の下でリース会社が瑕疵担保免責特約の効力を主張するのは信義則に反し許されないと判示した。

4. むすびにかえて

以上の考察により、提携リース契約を第三者のためにする契約とすることで、提携リース契約の法的性質を明らかにすることができた。すなわち、これまでユーザーとサプライヤー間の法律関係については諸説あったものの、リース契約における第一の目的は信用供与であることからすれば、両者間では目的物件を利用する権利の売買契約が締結されているといえる。そして、リース会社に帰属する所有権は、リース料の内訳から使用・収益権を含まない換価・処分権のみの「名目的所有権」と評価することができるだろう。そのうえで、サプライヤーとリース会社の提携関係を「対価関係」と捉え、ユーザーとサプライヤー間の実質的な売買契約関係を「補償関係」と捉えて、三当事者の関係を「第三者のためにする契約」と構成することで、仮に、サプライヤーが目的物件の瑕疵を修補しない場合や倒産により目的物件の引渡しができないような場合にも、ユーザーは、リース会社に対してリース料の支払いを拒絶することができることになる。

本稿では、提携リース契約を「第三者のためにする契約」と構成することの可能性を検討し、一部の問題点について言及するにとどめたが、本稿で展開した構成を他の問題においても活用し、解決することができるかを今後の課題とする。